



個人府民税（府税）

納める人

所得金額にかかわらず定額で課税される「均等割」と前年の所得金額に応じて課税される「所得割」があり、毎年1月1日の現況によって次の人が納めます。

納める人	納める税額
府内に住所がある個人	均等割額 所得割額
府内に事務所、事業所又は家屋敷がある個人で、それらが所在する市町村内に住所がない人	均等割額

ただし、次の人は非課税となります。

均等割及び所得割が非課税となる人	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護法の規定により生活扶助を受けている人 前年の合計所得金額が125万円以下の障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫（退職所得等の分離課税に係る所得割を除く）
均等割が非課税となる人	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村の条例で定める一定の合計所得金額以下の人（非課税となる金額は、市町村によって異なります。）
所得割が非課税となる人	<ul style="list-style-type: none"> 前年の合計所得金額が[35万円×（本人、控除対象配偶者、扶養親族の合計人数）+32万円]で求められる金額以下の人 ただし、控除対象配偶者及び扶養親族がいない人は、前年の合計所得金額が35万円以下の人

納める額

●均等割

年額 1,500 円

※均等割の税率の引上げについて

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律に基づき、平成26年度から平成35年度までの間、臨時的措置として均等割の税率（年額1,000円）に500円が加算されています。

引上げ分の税収については、「防災のための施策」に要する費用に充てられます。

●所得割 個人府民税は前年の所得金額をもとに計算されます。

$$\underbrace{(\text{前年の所得金額} - \text{所得控除額})}_{\text{課税所得金額}} \times \text{税率} - \text{調整控除額} - \text{税額控除額} = \text{所得割額}$$

●税率 4%

●調整控除額

合計課税所得金額	控除額
200万円以下	「人的控除額の差（注1）の合計額」と「合計課税所得金額（注2）」のいずれか小さい額の2%
200万円超	{人的控除額の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円)} の2% ただし、この額が1,000円未満の場合は1,000円

（注1）「人的控除額の差」とは、所得税の配偶者控除や扶養控除など人に着目した控除額（人的控除額）が、住民税の人的控除額を上回るために生じる差のことです。

（注2）合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額のことです。

●税額控除額

控除の種類	控除額
配当控除	株式の配当などの配当所得がある場合、その金額に一定の率を乗じた金額が控除されます。
外国税額控除	外国において生じた所得で、その国の所得税や住民税に相当する税金を課税された場合、一定の方法により計算された金額が控除されます。
住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）	<p>〔所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額〕と〔所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た額（最高97,500円）〕のいずれか少ない金額（＝住民税住宅ローン控除額）のうち、府民税は、住民税住宅ローン控除額の5分の2が控除され、市町村民税は、住民税住宅ローン控除額の5分の3が控除されます。</p> <p>※平成26年4月から平成29年12月までの入居者については、所得税の課税総所得金額等の額に7%を乗じて得た額（最高136,500円）</p> <p>○ 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年から平成29年までに入居し、所得税の住宅借入金等特別控除額の該当となる方 平成11年から平成18年までに入居し、所得税の住宅借入金等特別控除額の該当となる方 <p>※平成19年または平成20年に入居された方については、住民税の住宅ローン控除は適用されません。</p>
寄附金控除	<p>次の(1)と(2)の合計額が控除されます。</p> <p>(1) 基本控除額</p> <p>府民税は、（府民税控除対象寄附金の合計額（注1）－2,000円）×4%</p> <p>市町村民税は、（市町村民税控除対象寄附金の合計額（注1）－2,000円）×6%</p> <p>（注1）控除対象限度額は、総所得金額等の30%です。</p> <p>(2) 特例控除額（注2）</p> <p>府民税は、（都道府県・市区町村に対する寄附金－2,000円）×（90%－所得税の限界税率×1.021（注3）） ＝特例控除額の5分の2</p> <p>市町村民税は、（都道府県・市区町村に対する寄附金－2,000円）×（90%－所得税の限界税率×1.021（注3）） ＝特例控除額の5分の3</p> <p>（注2）都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）にのみ適用され、府民税・市町村民税の所得割額の10%が上限となります。</p> <p>（注3）平成26年度から平成50年度まで、復興特別所得税に相当する率を減ずる調整が行われます。</p>

●所得控除額

控除の種類	府民税・市町村民税（平成26年度分＝平成25年分所得）	備考																				
① 雑損控除	$\text{損失額} - \text{保険金等により補てんされる金額} = \text{A}$ <p>次のイとロとのいずれか多い方の金額</p> <p>イ Aの金額－（所得金額の合計額×1/10）</p> <p>ロ Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円</p>																					
② 医療費控除	$\left(\text{支払った医療費の額} - \text{保険金等により補てんされる金額} \right) - \left\langle \begin{array}{l} \text{所得金額の合計額} \times 5\% \\ \text{10万円} \end{array} \right\rangle$ <p>いずれか少ない方の金額 （限度額 200万円）</p>	「保険金等により補てんされる金額」には、健康保険・共済組合等からの給付金や自賠責保険・損害保険・生命保険契約に基づき補てんされる金額などがあります。																				
③ 社会保険料控除	支払った社会保険料の合計額																					
④ 小規模企業共済等掛金控除	支払った小規模企業共済掛金（旧第2種共済掛金を除く。）、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済制度の掛金との合計額																					
⑤ 生命保険料控除	<p>次の区分に応じて計算した控除額の合計額</p> $\left[\begin{array}{l} \text{一般生命保険料分} \\ \text{(A旧契約分+B新契約分)} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{C介護医療保険料分} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{個人年金保険料分} \\ \text{(D旧契約分+E新契約分)} \end{array} \right] \quad (\text{合計限度額 70,000円})$ <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支払保険料額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">旧契約</td> <td>A 一般生命保険</td> <td>15,000円以下 15,001円～40,000円</td> <td>支払額の全額 支払額×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>D 個人年金保険</td> <td>40,001円～70,000円 70,001円以上</td> <td>支払額×1/4+17,500円 35,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">新契約</td> <td>B 一般生命保険</td> <td>12,000円以下</td> <td>支払額の全額</td> </tr> <tr> <td>C 介護医療保険</td> <td>12,001円～32,000円</td> <td>支払額×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>E 個人年金保険</td> <td>32,001円～56,000円 56,001円以上</td> <td>支払額×1/4+14,000円 28,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支払保険料額	控除額	旧契約	A 一般生命保険	15,000円以下 15,001円～40,000円	支払額の全額 支払額×1/2+7,500円	D 個人年金保険	40,001円～70,000円 70,001円以上	支払額×1/4+17,500円 35,000円	新契約	B 一般生命保険	12,000円以下	支払額の全額	C 介護医療保険	12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円	E 個人年金保険	32,001円～56,000円 56,001円以上	支払額×1/4+14,000円 28,000円	<p>支払保険料 ＝</p> $\text{保険料の金額} - \text{剰余金等}$ <p>旧契約：平成23年12月31日以前の契約</p> <p>新契約：平成24年1月1日以後の契約</p> <p>同じ契約内容に旧契約・新契約の両方の保険料がある場合は、左記の計算式に基づき旧契約・新契約ごとに控除額を計算して、合計します。その場合の限度額は28,000円です。ただし、旧契約のみで計算した控除額が、合計した控除額より大きくなる場合は、旧契約のみで計算した控除額を適用することができます。</p>
区分	支払保険料額	控除額																				
旧契約	A 一般生命保険	15,000円以下 15,001円～40,000円	支払額の全額 支払額×1/2+7,500円																			
	D 個人年金保険	40,001円～70,000円 70,001円以上	支払額×1/4+17,500円 35,000円																			
	新契約	B 一般生命保険	12,000円以下	支払額の全額																		
C 介護医療保険		12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円																			
E 個人年金保険		32,001円～56,000円 56,001円以上	支払額×1/4+14,000円 28,000円																			

⑥ 地震保険料控除	次の区分に応じて計算した控除額の合計額 〔A地震保険契約分〕+〔B旧長期損害保険契約等分〕 (合計限度額 25,000円)		旧長期損害保険については、平成18年12月31日以前に締結した、満期返戻金のある10年以上の契約に係るものについて適用します。一つの損害保険契約等が、地震保険契約と長期損害保険契約の両方の契約区分に該当する場合には、いずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、控除額を計算します。	
	区分	支払保険料額		控除額
	A 地震保険	50,000円以下 50,001円以上		支払額×1/2 25,000円
B 旧長期損害保険	5,000円以下	支払額の全額	5,001円～15,000円 15,001円以上	支払額×1/2+2,500円 10,000円
	5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円		
	15,001円以上	10,000円		
⑦ 障がい者控除	1人につき 260,000円 (特別障がい者は、300,000円、特別障がい者が同居の扶養親族である場合は、530,000円)		・本人、控除対象配偶者又は扶養親族が障がい者である場合に適用されます。 ・扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族についても適用されません。	
⑧ 寡婦・寡夫控除	260,000円 (一定の要件に該当する寡婦については300,000円)		一定の要件とは、合計所得金額が500万円以下で、扶養親族の子がいる場合をいいます。	
⑨ 勤労学生控除	260,000円		合計所得金額が65万円以下で、かつ、自己の勤労によらない所得金額が10万円以下の学生にのみ適用されます。	
⑩ 配偶者控除	330,000円 (年齢70歳以上の配偶者については380,000円)		控除対象配偶者のある人に適用されます。	
⑪ 配偶者特別控除	配偶者が控除対象配偶者に該当しない場合に適用	合計所得金額	控除額	本人の合計所得金額が1,000万円以下である場合に限られます。また、生計を一にする配偶者のうち、次に掲げる者は除かれます。 1 他の納税者の扶養親族とされる配偶者 2 青色事業専従者に該当する配偶者で専従者給与の支払を受ける者又は白色事業専従者に該当する配偶者 3 配偶者自身がこの控除を受ける場合におけるその配偶者
		合計所得金額	控除額	
⑫ 扶養控除	次の区分に応じた控除額	区分	控除額	該当者
		一般	33万円	16歳以上で下記以外の方
		特定	45万円	19歳以上23歳未満の方
		老人	38万円	70歳以上の方
		同居老親等	45万円	老人扶養親族のうち、本人又はその配偶者と同居している(祖)父母等の方
⑬ 基礎控除	330,000円		・扶養親族のある人に適用されません。 ・16歳未満の扶養親族については、扶養控除の適用はありません。	

※ 次に掲げる人は、控除対象配偶者及び扶養親族から除かれます。

- 1 合計所得金額が38万円を超える人
- 2 青色事業専従者に該当する者で専従者給与の支払を受ける人又は白色事業専従者に該当する人

納める方法

●申告

所得税の確定申告をした人や給与所得のみの方は、申告書を提出する必要はありません。

それ以外の方は、3月15日までに住所地の市町村に申告書(市町村民税と同一用紙)を提出しなければなりません。

●納税

市町村から送付される納税通知書(納付書)により、年4回(通常は、6月、8月、10月及び1月)に分けて市町村民税とあわせて納めます。

※ 各市町村の条例により異なる納期を定めている場合があります。

ただし、給与所得者は、6月から翌年5月までの毎月の給与から特別徴収(注)されます。

(注) 個人住民税の特別徴収について

個人住民税(個人道府県民税と個人市町村民税を併せた地方税のことです。)の特別徴収とは、事業主(給与支払者)が、所得税の源泉徴収と同じように、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き取り(給与差引きし)、従業員(納税義務者)に代わり、納入していただく制度です。

事業主(給与支払者)は、原則として、法人・個人を問わず、特別徴収義務者として全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく義務があります。(地方税法第321条の4)

個人市町村民税（市町村税）

納める人

個人府民税（8ページ参照）と同じです（ただし、「府内」は「市町村内」と読み替えてください。）。

納める額

均等割

年額 3,500 円

※ 均等割額は、東日本大震災復興基本法に基づく関連法令等の制定・改正により、平成26年度から平成35年度まで、均等割の税率（年額3,000円）に500円が加算されています。

所得割

個人市町村民税は前年の所得金額をもとに計算されます。

$$\underbrace{(\text{前年の所得金額} - \text{所得控除額})}_{\text{課税所得金額}} \times \text{税率} - \text{調整控除額} - \text{税額控除額} = \text{所得割額}$$

税率

6%

調整控除額

合計課税所得金額	控除額
200万円以下	「人的控除額の差（注1）の合計額」と「合計課税所得金額（注2）」のいずれか小さい額の3%
200万円超	{人的控除額の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円)} の3% ただし、この額が1,500円未満の場合は1,500円

（注1）「人的控除額の差」とは、所得税の配偶者控除や扶養控除など人に着目した控除額（人的控除額）が、住民税の人的控除額を上回るために生じる差のことで、

（注2）合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額のことで、

税額控除額

個人府民税（9ページ参照）と同じです。

所得控除額

個人府民税（9ページ参照）と同じです。

納める方法

個人府民税（10ページ参照）と同じです。

個人事業税（府税）

納める人

府内に事務所、事業所を設けて、法律で定める第一種事業、第二種事業、第三種事業を営んでいる個人が納めます。

第一種事業（37業種）			
物品販売業	保険業	金銭貸付業	物品貸付業
不動産貸付業	製造業	電気供給業	土石採取業
電気通信事業（放送事業含む）	運送業	運送取扱業	
船舶ていけい場業	倉庫業	駐車場業	請負業
印刷業	出版業	写真業	席貸業
旅館業	料理店業	飲食店業	周旋業
代理業	仲立業	問屋業	両替業
公衆浴場業（第三種事業以外のもの）	演劇興行業	遊技場業	
遊覧所業	商品取引業	不動産売買業	広告業
興信所業	案内業	冠婚葬祭業	

第二種事業（3業種）			
畜産業	水産業	薪炭製造業	
第三種事業（30業種）			
医業	歯科医業	薬剤師業	獣医業
弁護士業	司法書士業	行政書士業	公証人業
弁理士業	税理士業	公認会計士業	計理士業
社会保険労務士業	コンサルタント業	設計監督者業	不動産鑑定業
デザイン業	諸芸師匠業	理容業	美容業
クリーニング業	公衆浴場業（銭湯）	歯科衛生士業	歯科技工士業
測量士業	土地家屋調査士業	海事代理士業	印刷製版業
あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業			
			装蹄師業

納める額

$$\text{前年の所得金額} - \text{事業主控除額} \times \text{税率} = \text{税額}$$

● **事業主控除額** 290万円

ただし、事業を行った期間が1年に満たない場合は、月割額となります。

- **税率** 第一種事業…5%
 第二種事業…4%
 第三種事業…5%

ただし、第三種事業のうち、あん摩等医業に類する事業及び装蹄師業は3%となります。

- ※ 所得金額の計算は、原則として、所得税における事業所得及び不動産所得の計算と同じです。
- ※ 青色事業専従者給与額又は事業専従者控除額も、原則として、所得税の場合と同じです。
- ※ 所得税の青色申告特別控除額は、個人事業税では適用がありません。

■ **納める方法**

● **申告**

3月15日までに府税事務所に申告書を提出しなければなりません。

ただし、次の人は、申告書を提出する必要はありません。

- ① 所得税の確定申告書又は個人住民税の申告書を提出した人
- ② 収入金額から必要経費を差し引いた金額が290万円（事業主控除額）以下の人

● **納税**

府から送付される納税通知書（納付書）により、8月と11月に納めます。

なお、税額（年税額）が1万円以下の場合、8月にその全額を納めます。

※ 11月に納める納付書は、8月送付時に同封しています。

個人事業税の納付には、便利で安心、そして安全な「口座振替」をぜひご利用ください。
 （34ページ参照）

法人府民税（府税）

■ **納める人**

均等割と法人税割とがあり、次の法人が納めます。

納税義務者	納める税額
府内に事務所又は事業所を有する法人 公益法人等（商工会議所など）又は人格のない社団等（青年団、PTA、県人会など）で収益事業を営むものを含む	均等割額 法人税割額
府内に事務所又は事業所を有する公益法人等で収益事業を営まないもの	均等割額
府内に事務所又は事業所を有する公共法人（日本放送協会、日本下水道事業団など）	
府内に寮などがある法人で府内に事務所又は事業所を有しないもの	

■ **納める額**

● **均等割**

資本金等の額（注1）に応じて、5段階の税率が定められています。

法人の資本金等の額の区分	税率
公益法人等や1,000万円以下である法人など	2万円
1,000万円を超え1億円以下の法人	7.5万円
1億円を超え10億円以下の法人	26万円
10億円を超え50億円以下の法人	108万円
50億円を超える法人	160万円

（注1）「資本金等の額」とは、法人税法第2条第16号に規定する額をいいます。

※ 事務所又は事業所を有していた期間が1年に満たない場合は、月割によって算定します。

（注2）平成26年10月1日以後に開始する事業年度分においては、4.2%となります。

（注3）平成26年10月1日以後に開始する事業年度分においては、3.2%となります。

● **法人税割**

$$\text{法人税額} \times \text{税率} = \text{法人税割額}$$

● **税率** 6%（注2）

ただし、事業年度末の資本金の額が1億円以下の法人で、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額の総額が年2,000万円以下の法人は5%（注3）。

法人府民税（均等割）の超過課税について

大阪府では、がんばる中小企業を支えるためのセーフティネットの確保、大阪経済の成長に向けた新たな産業の振興などの施策を実施するため、法人府民税（均等割）について超過課税を実施しています。

法人府民税（法人税割）・法人事業税の超過課税について

大阪府では、道路網や公共交通など企業の経済活動を下支えする都市基盤整備の財政需要に対応していく必要があるため、一定の法人の税負担に配慮した上で、法人府民税（法人税割）及び法人事業税について超過課税を実施しています。

■納める方法

次の期限までに府税事務所に申告し、納めます。

申告の種類	申告と納税の期限
1 中間申告（事業年度が6か月を超え、法人税の中間申告の義務がある法人）	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内
2 確定申告	事業年度終了の日から2か月以内

法人事業税（府税）

■納める人

府内に事務所又は事業所を設けて、事業を営む法人が納めます。

ただし、公益法人等（商工会議所など）又は人格のない社団等（青年団、PTA、県人会など）は、収益事業を営む場合に限り納めます。

■納める額

○所得を課税の基礎とする法人

$$\text{所得} \times \text{税率} = \text{税額}$$

○電気・ガス供給業、保険業を行う法人

$$\text{収入金額} \times \text{税率} = \text{税額}$$

○付加価値額（注）、資本金等の額及び所得を課税の基礎とする法人（外形標準課税）

$$\text{付加価値額} \times \text{税率} + \text{資本金等の額} \times \text{税率} + \text{所得} \times \text{税率} = \text{税額}$$

（注）付加価値額とは、収益配分額（報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料）に単年度損益を加えたものをいいます。

●税率

区分	法人の種類	所得等の区分		税率（％）					
				平成 20 年 10 月 1 日から 平成 26 年 9 月 30 日まで の間に開始する事業年度		平成 26 年 10 月 1 日以後 に開始する事業年度			
				超過税率	不均一課税適用法人 の税率(注4)/標準税率	超過税率	不均一課税適用法人 の税率(注4)/標準税率		
所得金額 課税法人	普通法人 (注1) 公益法人等 人格のない社団等	所得割	軽減税率 適用法人	年 400 万円以下の所得	2.95	2.7	3.65	3.4	
			年 400 万円を超え 年 800 万円以下の所得	4.365	4	5.465	5.1		
			年 800 万円を超える所得	5.78	5.3	7.18	6.7		
			軽減税率不適用法人(注3)						
	特別法人 (注1)	所得割	軽減税率 適用法人	年 400 万円以下の所得	2.95	2.7	3.65	3.4	
			年 400 万円を超える所得	3.93	3.6	4.93	4.6		
軽減税率不適用法人(注3)									
収入金額 課税法人	電気・ガス 供給業又は 保険業を行 う法人	収入割	収入金額	0.765	0.7	0.965	0.9		
外形標準課税 適用法人 (注2)		所得割	軽減税率 適用法人	年 400 万円以下の所得	1.69	1.5 (注5)	2.39	2.2 (注5)	
				年 400 万円を超え 年 800 万円以下の所得	2.475	2.2 (注5)	3.475	3.2 (注5)	
				年 800 万円を超える所得	3.26	2.9 (注5)	4.66	4.3 (注5)	
					軽減税率不適用法人(注3)				
					付加価値割	0.504		0.504	
					資本金割	0.21		0.21	

（注1）特別法人とは、協同組合、信用金庫、医療法人などです。普通法人とは、特別法人、公益法人等及び人格のない社団等以外の法人です。

（注2）外形標準課税適用法人とは、平成 16 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度末の資本金の額又は出資金の額が 1 億円超の普通法人（みなし課税法人、投資法人、特定目的会社、一般社団法人及び一般財団法人を除きます。）の行う事業（収入金額課税される電気・ガス供給業及び保険業を除きます。）に対して課税される法人をいいます。

- (注3) 軽減税率不適用法人とは、資本金の額が1,000万円以上であって3以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人をいいます。軽減税率適用法人とは、軽減税率不適用法人以外の法人です。
- (注4) 不均一課税適用法人は、次表の基準にあてはまる法人をいいます。

所得金額課税法人	資本金の額が1億円以下（特別法人、公益法人等、人格のない社団等は1億円以下として取り扱う）で、かつ、所得の総額が年5,000万円以下の法人
収入金額課税法人	資本金の額が1億円以下で、かつ、収入金額の総額が年4億円以下の法人

(注5) 大阪府では事業税への適用はありませんが、地方法人特別税の基準法人所得割額の計算に用います。

■納める方法

法人府民税と同じ期限（13ページ参照）までに府税事務所へ申告し、納めます。

地方法人特別税（国税）

■納める人

法人事業税を申告納付する法人が納めます。
※平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用されています。

■納める額

$$\text{基準法人所得割額（基準法人収入割額）（注）} \times \text{税率} = \text{税額}$$

（注）基準法人所得割額（基準法人収入割額）とは、標準税率により計算した法人事業税（所得割・収入割）の税額をいいます。（標準税率については、13ページを参照してください。）

●税率

課税標準	法人の種類	税率（%）	
		平成20年10月1日から平成26年9月30日までの間に開始する事業年度	平成26年10月1日以後に開始する事業年度
基準法人所得割額	外形標準課税適用法人	148	67.4
	外形標準課税適用法人以外の法人	81	43.2
基準法人収入割額		81	43.2

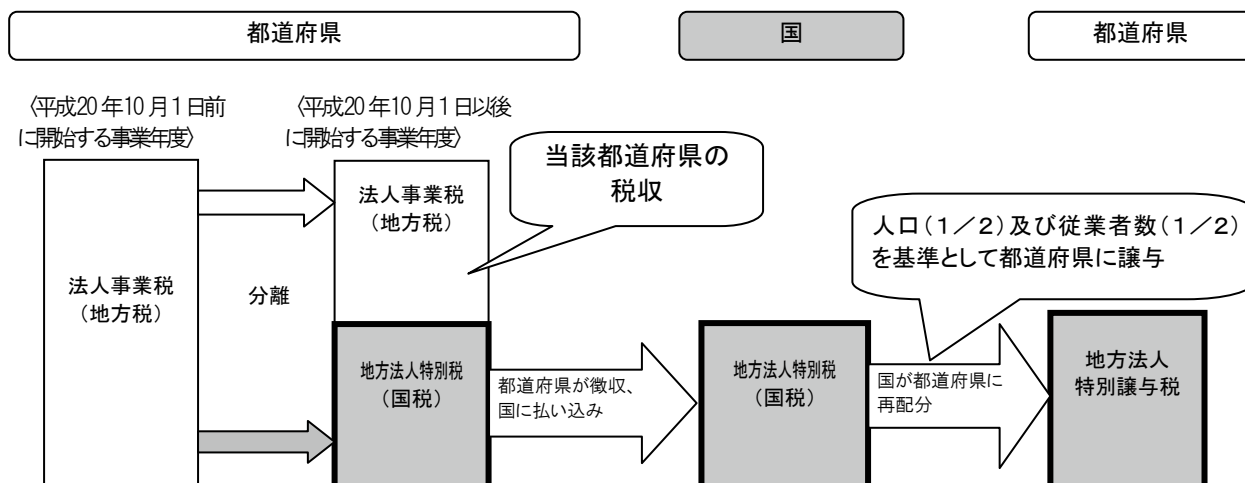
■納める方法

法人事業税と同じ期限までに府税事務所へ申告し、納めます。

（参考）地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の概要

地方法人特別税は、都道府県が法人事業税と併せて賦課徴収し、納付のあった月の翌々月の末日までに国に払い込みます。

地方法人特別譲与税は、地方法人特別税の収入額を、2分の1を人口で、他の2分の1を従業者数であん分して、国が都道府県に譲与します。



法人市町村民税（市町村税）

■納める人

法人府民税（12ページ参照）と同じです（ただし、「府内」は「市町村内」と読み替えてください。）。

■納める額

●均等割

法人の区分	従業者の 合計数	標準税率 (年額)
公共法人や資本金等の額のない法人など	—	5万円
資本金等の額が1千万円以下の法人	50人以下	
	50人超	12万円
資本金等の額が1千万円超1億円以下の法人	50人以下	13万円
	50人超	15万円
資本金等の額が1億円超10億円以下の法人	50人以下	16万円
	50人超	40万円
資本金等の額が10億円超の法人	50人以下	41万円
資本金等の額が10億円超50億円以下の法人	50人超	175万円
資本金等の額が50億円超の法人		300万円

●法人税割

法人税額×税率（標準税率12.3%）

= 法人税割額

ただし、平成26年10月1日以降に開始する事業年度の標準税率においては、9.7%となります。

※ 市町村により税率が異なりますので、関係する市町村にご確認ください。

■納める方法

法人府民税と同じ期限（13ページ参照）までに市町村に申告し、納めます。

所得税（国税）

■納める人

日本国内に住んでいる個人で所得のあった人や住んでいなくても国内で生じた所得のあった人

■納める額

（所得金額－所得控除額）×税率－控除額 － 税額控除額 = 税額

課税所得金額

【所得税の税率（速算表）】

課税所得金額	税率	控除額
1,000円 ～ 1,949,000円	5 %	—
1,950,000円 ～ 3,299,000円	10 %	97,500円
3,300,000円 ～ 6,949,000円	20 %	427,500円
6,950,000円 ～ 8,999,000円	23 %	636,000円
9,000,000円 ～ 17,999,000円	33 %	1,536,000円
18,000,000円以上	40 %	2,796,000円

※ 「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」により、平成25年から平成49年までの各年分について、所得税の納税義務者は、復興特別所得税も併せて納めることとなります。

復興特別所得税の額＝基準所得税額（注）×2.1%

（注）基準所得税額とは外国税額控除を適用しない場合の所得税の額です。

■納める方法

- ・ 所得者自身が、その年の所得金額とこれに対する税額を計算し、これらを申告し、納めます。（申告納税制度）
- ・ 給与や利子、配当など特定の所得の支払者が、その支払の際に所得税及び復興特別所得税を計算し、支払額からその所得税及び復興特別所得税の額を差し引いて国に納めます。（源泉徴収制度）

住宅ローン控除

住宅ローン等を利用してマイホームを新築や購入、増改築等をしたときには、一定の要件にあてはまれば、居住の用に供した年から一定期間、住宅借入金等特別控除を受けることができます。

控除額	◎ 住宅ローン等の年末残高（注1）×1% （注1） 住宅の取得対価等の額が限度で、各年の限度額は次のとおり ※ 平成23年6月30日以後の住宅の取得等に係る契約で、補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合は、住宅の取得対価等の額から補助金等又は住宅取得等資金の額を控除									
	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">一般住宅</th> <th style="width: 35%;">認定住宅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25.1.1～26.3.31</td> <td style="text-align: center;">2,000万円</td> <td style="text-align: center;">3,000万円</td> </tr> <tr> <td>平成26.4.1～29.12.31</td> <td style="text-align: center;">（注2）4,000万円</td> <td style="text-align: center;">（注2）5,000万円</td> </tr> </tbody> </table>		一般住宅	認定住宅	平成25.1.1～26.3.31	2,000万円	3,000万円	平成26.4.1～29.12.31	（注2）4,000万円	（注2）5,000万円
	一般住宅	認定住宅								
平成25.1.1～26.3.31	2,000万円	3,000万円								
平成26.4.1～29.12.31	（注2）4,000万円	（注2）5,000万円								
	（注2） 特定取得（住宅の取得対価等の額に含まれる消費税額等合計額が新消費税率（8%又は10%）による消費税額等合計額である場合）に限り、それ以外の場合はそれぞれ上欄の金額が限度									
控除期間	◎ 10年間									

法人税（国税）

■納める人

会社や協同組合などの法人（収益事業を行っている公益法人等や人格のない社団等も含まれます。）

■納める額

$$\text{各事業年度の所得の金額} \times \text{税率} = \text{税額}$$

区分		税率(注4)	
普通法人等(注1)	資本金等1億円以下(注2)	所得金額が年800万円以下の部分	15%
		所得金額が年800万円超の部分	25.5%
	資本金等1億円超		25.5%
協同組合等		所得金額が年800万円以下の部分	15%
		所得金額が年800万円超の部分	19%
		特定の協同組合等の年10億円を超える部分	22%
公益法人等(注3)		所得金額が年800万円以下の部分	15%
		所得金額が年800万円超の部分	19%

(注1) 普通法人等とは、普通法人、一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人又は人格のない社団等をいいます。

(注2) 各事業年度終了の時に於いて次の法人に該当するものを除きます。

- ① 保険業法に規定する相互会社(同法第2条第10項に規定する外国相互会社を含み、②ロにおいて「相互会社等」といいます。)
- ② 大法人(次に掲げる法人をいい、以下③において同じです。)との間に当該大法人による完全支配関係がある普通法人

イ 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

ロ 相互会社等

ハ 法人税法第4条の7に規定する受託法人(以下「受託法人」といいます。)

- ③ 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において当該いずれか一の法人と当該普通法人との間に当該いずれか一の法人による完全支配関係があることとなる時の当該普通法人

④ 受託法人

(注3) 公益法人等からは、非営利型である一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人が除かれます。

(注4) 税率は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。

※ 「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」により、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後2年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度については、各事業年度の所得の金額に対する法人税の額に10%の税率を乗じて計算した復興特別法人税を、法人税と同じ時期に申告・納付する必要があります。

■納める方法

原則として、事業年度終了の日の翌日から2か月以内に申告して納めます。

地方法人税（国税）

■納める人

法人税を納める義務がある法人

■納める額

各課税事業年度の基準法人税額(注)×税率(4.4%) = 税額

(注) 利子配当等に係る所得税額控除等は適用せずに計算し、また、附帯税の額は除きます。

■納める方法

原則として、各課税事業年度終了の日の翌日から2か月以内に申告して納めます。

※ 平成26年10月1日以後に開始する課税事業年度から適用されます。

事業所税（市町村税）

■納める人

一定規模以上の既設事業所等で事業を行う法人や個人

■納める額

事業を行う法人、個人	資産割	事業所用家屋の床面積 (m ²) × 600円
	従業者割	従業者に対する支払給与総額 × 0.25%

■納める方法

事業を行う法人	事業年度終了の日から2か月以内に申告して納めます。
事業を行う個人	翌年の3月15日までに申告して納めます。

※ 府内の課税団体は、大阪市、堺市、守口市、東大阪市、豊中市、吹田市、高槻市及び枚方市の8市です。

鉱区税（府税）

■納める人

府内の鉱区に対し、鉱業権(試掘権、採掘権)を有している人が納めます。

■納める額

区分		税率
①砂鉱を目的としない鉱区	試掘鉱区	面積100アールごとに年200円
	採掘鉱区	面積100アールごとに年400円
②砂鉱を目的とする鉱区		面積100アールごとに年200円
③石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱区		上記区分①の税率の3分の2

■納める方法

なにわ北府税事務所から送付される納税通知書(納付書)により、5月に納めます。